

議事日程(第5号)

平成25年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第77号 平成25年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第2 議案第88号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第93号 対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第94号 対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例
- 日程第5 議案第95号 対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 日程第6 議案第96号 対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第7 議案第97号 新市建設計画の変更について
- 日程第8 議案第98号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第99号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第100号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第101号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第102号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第103号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第104号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第105号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第107号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第18 議案第108号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第109号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第110号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第21 請願第3号 対馬いづはら病院跡利用に関する請願書
- 日程第22 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求
める陳情書
- 日程第23 議案第115号 港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）
- 日程第24 議案第116号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第117号 財産取得契約の締結について
- 日程第26 発委第2号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例について
- 追加日程第1 発議第11号 対馬いづはら病院跡利用に関する決議

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第77号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第88号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第3 議案第93号 対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第94号 対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例
- 日程第5 議案第95号 対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 日程第6 議案第96号 対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第7 議案第97号 新市建設計画の変更について
- 日程第8 議案第98号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第99号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第100号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指
定について
- 日程第11 議案第101号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定
について
- 日程第12 議案第102号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の
指定について
- 日程第13 議案第103号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指
定について

- 日程第14 議案第104号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第105号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第107号 対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第108号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第109号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第110号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第21 請願第3号 対馬いづはら病院跡利用に関する請願書
- 日程第22 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 日程第23 議案第115号 港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）
- 日程第24 議案第116号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第117号 財産取得契約の締結について
- 日程第26 発委第2号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 発議第11号 対馬いづはら病院跡利用に関する決議

出席議員（21名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君

会計管理者 長久 敏一君
監査委員事務局長 糸瀬 美也君
農業委員会事務局長 春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

これから、お手元に配付しております議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第77号

日程第2. 議案第88号

日程第3. 議案第93号

日程第4. 議案第94号

日程第5. 議案第95号

日程第6. 議案第96号

日程第7. 議案第97号

日程第8. 議案第98号

日程第9. 議案第99号

日程第10. 議案第100号

日程第11. 議案第101号

日程第12. 議案第102号

日程第13. 議案第103号

日程第14. 議案第104号

日程第15. 議案第105号

日程第16. 議案第106号

日程第17. 議案第107号

日程第18. 議案第108号

日程第19. 議案第109号

日程第20. 議案第110号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）から日程第20、議案第110号、あそうベイパークの指定管理者の指定についてまでの20件を一括議題とします。

議案第77号は、各常任委員会に分割付託、議案第93号から議案第98号は総務文教常任委

員会に、議案第88号及び議案第99号から議案第107号は厚生常任委員会に付託、議案第108号から議案第110号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

平成25年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました、議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金、議案第93号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第94号、対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例、議案第95号、対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例、議案第96号、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、議案第97号、新市建設計画の変更について、議案第98号、対馬市公民館の指定管理者の指定についての7議案について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月12日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会に係る歳入では、10款地方交付税において、普通交付税の追加、14款国庫支出金において、離島活性化交付金の追加、15款県支出金において、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加及び地籍調査事業補助金の減額、16款財産収入で、対馬国際ライン出資金の返還、18款繰入金で、減債基金繰入金の追加、20款諸収入で、地域総合整備事業貸付金返還金の追加、21款市債で、対馬国境花火大会開催事業債及び消防防災等施設整備事業債の追加が主なものであります。

歳出については、2款総務費において、公共施設から排出される事業系一般廃棄物処理委託料の減額、市制施行10周年記念事業の開催に伴う事業費の追加、地方バス路線維持費補助金と、対馬国境花火大会実証事業費の追加、9款消防費において、高機能消防指令センター整備工事にかかる経費、10款教育費では、各学校の維持補修、修繕料の追加、厳原幼稚園と久田幼稚園の統合による新幼稚園の開園に伴う備品購入費の追加が主なものであります。

議案第93号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例は、現在の2本部6部体制を1本部10部体制に、また、5カ所の地域活性化センターを統合再編し、2振興部とするために、それぞれの関係条例を改めるものです。

議案第94号、対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例及び、議案第95号、対馬市市長、

副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の2議案は、さきに発生した東日本大震災の復興財源に対処するため実施されております国家公務員の給与減額にあわせ、それぞれ減額するものであります。

議案第96号、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定については、行政サービスの拡充を目的に、琴、佐護、鹿見、水崎、小船越の郵便局に諸証明の発行等、窓口業務の一部を委託しようとするものであります。

議案第97号、新市建設計画の変更については、合併特例債の発行期限が5年間延長されたことにより本計画の変更が必要となったため、変更するものであります。

主な変更点は、計画期間を5年延長し、平成30年までとしたことと、海、森林、地域コミュニティ、国際ビジネス、生ごみの5つの地域循環の項目が、基本方針に追加されています。

議案第98号、対馬市公民館の指定管理者の指定については、巖原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者を白子区に指定するものであります。

以上、7議案は採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、審査の中で、特に、質疑、意見が集中した点を申し添えますので、今後の行政運営に反映されることを望みます。

まず、対馬国境花火大会実証事業のその目的、将来的目標について、いろいろな意見が交わされました。本事業は、釜山花火大会にあわせ、対馬北部から花火を打ち上げ、日韓共同のイベントとしての位置づけを試み、話題性、認知度の向上を図ることを目的に、煙火の種類ごとに打ち上げ、検証するもので、国庫支出金250万円、市債200万円、一般財源60万円、総事業費510万円の事業であります。この実証事業により、次年度以降、国内外の観光客を対馬に呼び込むため、新たな観光商品の開発により、大型客船等を対馬に寄港させ、それにあわせ、さまざまな島内でのイベントを立案、開催により、対馬のにぎわい、活性化を図ろうとするものであります。

今回の実証事業により、将来の、特に国内観光客の、対馬への誘致の目玉となるよう、取り組んでいただきたいとの意見が多くの委員から出されました。

次に、現在、島おこし協働隊による種々の事業が展開されています。隊員の任期も年次ごとに終わりますが、事業の内容とその結果を精査し、継続すべき事業については、その対策を講じるべきではないかとの意見が出されました。

教育費に計上されている学校の火災受信機の修繕、自動火災報知器の基盤の補修等、急を要するものについては、財源確保に努め、速やかに対応されるよう指摘いたします。

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、今回は5カ所の郵便局を指定されましたが、追

加指定ができるのかとの質疑に対し、地区からの要望と、そのときの状況から判断したいとのことでありました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

議員皆様の御同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成25年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、以下の11議案です。

議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）のうち、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費。議案第88号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第99号から議案第107号までの指定管理者の指定に関する議案9件、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、12月12日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より、多田福祉保健部長、藤田市民生活部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、市民生活部所管部分の質疑が集中した項目を中心に報告します。

議案第77号、歳入の主なものは、14款2項3目2節清掃費補助金で、生ごみ堆肥化施設に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の増です。

平成25、26年度の2カ年度事業のうち、平成26年度に予定しておりました事業を、平成25年度に前倒しすることによる追加交付分です。

歳出の主なものは、4款1項4目11節の修繕費の増で、峰町佐賀の峰浄苑火葬場機器等修繕料です。

今議会の初日の補正予算総括質疑で、兵頭議員より、市の施設管理運営方法に対して厳しい指摘がなされた案件であり、委員会においても担当部長より陳謝がありました。

委員からも、維持管理委託者との連携強化、メンテナンス周期の見直しを含む維持管理体制の再構築など、早急な改善策を講じるよう厳しい指摘が相次ぎました。

次に、同4目19節の合併浄化槽設置事業補助金の増は、主に来年4月の消費税増税前の駆け込み需要がさらに見込まれるための追加補正です。

議案第88号については、市が新たに設ける少量排出事業者登録制度により登録いただく、登録事業者専用の事業系指定ごみ袋の価格設定の妥当性に関して、質疑が集中しました。事業系廃棄物の処理については、廃棄物処理法第3条において、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を、みずからの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。

少量排出事業者登録制度とは、1回の収集につき、事業系指定ごみ袋（大）2袋を限度に排出できる事業者をあらかじめ登録いただき、通常のごみ収集の日、指定ごみ袋にて事業系一般廃棄物を排出できるようにし、事業系のごみも市が委託する運搬業者に回収させようという制度です。

公的事業所は、予算措置を講ずればよいとしても、民間零細事業者にとっては、直接みずから廃棄物処理施設に搬入する経費や時間の節約等がメリットとなりますが、家庭系指定ごみ（大）1袋60円と比べて、事業系指定ごみ袋（大）1袋150円は高額過ぎるのではないかと、果たして制度が十分機能するのだろうか等の懸念が複数の委員から指摘されました。

特に、民間の少量排出事業者の制度登録状況や、専用ごみ袋の販売状況の把握に努め、1年間の事業結果を検証し、当委員会に報告することを担当課に課することとしました。

一方、遅き失した感は否めませんが、市が委託する運搬業者に、結果的に契約対象外の事業系廃棄物を回収させていた状態を解決しようとする条例改正の趣旨については評価できるとし、特に異論はありませんでした。

続いて、福祉保健部所管について報告します。

議案第77号の歳入における14款2項2目3節の子育て支援交付金の減は、15款2項2目3節の安心子ども基金事業補助金の増に伴う減額です。歳出のうち、3款1項1目、20節扶助費の増は、訪問介護者によるサービスの周知が普及し、利用者が増加したことが主な原因だと思われる。

同5目19節の認知症高齢者グループホーム整備事業費及び認知症高齢者グループホーム開設準備経費助成金の皆増に関して、6町合併時に、当該施設を島中央部に増設する指針が示されたはずであり、今回厳原地区に整備する計画は矛盾していないかとの質問がありました。担当課より、秀優会の行政処分による厳原南部のグループホームが閉鎖となり、厳原地区に、施設が不足する事態に陥ったことに伴う新規施設の開設であり、理解をいただきたいとの説明がありました。

3款2項2目1節の、嘱託職員報酬減は、嘱託職員の確保が進まず、同2目7節の臨時保育士雇賃金追加に費目に変更されました。

また、同2目19節の、保育運営費負担金は、保育士の確保を目的に、私立保育園の保育士給与改善を図ろうと、安心子ども基金事業補助金により、国の10割負担で、私立保育園へ支払われるものです。

以前、介護職に対しても、同様に国からの支給がなされた際、事業者の内部留保にまわり、効果に疑問があるとの報道もあり、今回の措置に関しても、保育士給与に反映されるか、検証が必要ではないかとの指摘がありました。

担当課より、国は助成以上の額を保育士給与に反映することを事業者に課しており、当然、検

証は実施するとの答弁がなされました。

また、保育所の民間移譲についても検討すべきとの指摘がなされ、対馬市は、公立保育所が他自治体と比較して多く、担当課からも地域性を考慮に入れつつ検討する旨の答弁がありました。

次に、議案第99号から、議案第107号までの指定管理者の指定に関してですが、議案第99号から、議案第102号の入所施設については、なるべく、慣れ親しんだ環境を維持することが入所者の安心感につながるとの観点から、非公募とし、議案第103号から議案第107号の通所施設については、公募をしたが現在の指定先以外からの応募は全くなく、継続指定が適当であるかを、外部から、財務、経営監査の専門家を交えた指定管理者選定委員会で慎重に審議した結果、全て継続指定することとなったとの説明がありました。

委員からは、マンネリ化を防止するためにも、入所施設においても公募制とし、入所者の安心感も考慮に入れた指定を実施すべきとの指摘もありました。

一方、非公募とすることで事業者の従業員教育投資等も進み、よりよい環境整備が進むとの意見もありました。

担当課からも、公募の必要性については、今後の検討課題とする旨の答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第77号、議案第88号、議案第99号から議案第107号の11議案については、慎重に審査し採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） おはようございます。産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成25年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第108号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、議案第109号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について、議案第110号、あそうベイパークの指定管理者の指定についての4議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は平成25年12月12日に、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、本委員会に係る歳入では、15款県支出金において、農業生産新技術普及支援事業補助金、森林環境保全直接支援

事業補助金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金、20款諸収入において、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金、21款市債において、第2期厳原城下町地区都市再生整備事業の増額に伴うまちづくり交付金事業債の追加などが主な補正であります。

歳出については、6款農林水産業費で、仁田地区農村プール解体工事、農業生産新技術普及支援事業補助金、対馬やまねこ農園の自然薯の集出荷・貯蔵施設整備に対する助成、対馬シイタケ流通体制構築事業委託料、7款商工費で、資源のとしょかん化プロジェクト委託料、湯多里ランドつしまプール棟における利用者用ロッカーの備品購入、渚の湯温泉スタンドの修繕、8款土木費で道路維持補修工事、仁田志多留線の橋梁修正設計委託料、恵古湊線橋梁詳細設計委託料、まちづくり交付金事業の追加、市営住宅の修繕料追加などが主な補正であります。

当委員会において、特に質疑、意見等が集中した点について報告いたします。

まちづくり交付金事業について、対馬市交流センターのバス停留所は利便性が高く、ワークショップでも意見が特に出ている中で、（仮称）観光交流センター内にあえて設置する必要はないのではないか。仮称観光交流センター、博物館、厳原幼稚園等、周辺一帯の計画を早急に立案し、議会と相談しながら有効性のあるまちづくり事業を展開してほしいなどの意見がありました。

厳原幼稚園を解体し、観光バス専用の駐車場を確保するという説明であるが、どの程度の整備なのか、また将来的には、有償、無償であるかの質疑に対して、暫定的に考えているので、舗装はしなくて整地する程度の駐車場の確保にとどめ、有償、無償かについては、今後、関係部局と協議して進めていく旨の説明がありました。

議案第108号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定につきましては、現在、対馬市温泉施設ほたるの湯の指定管理者として、社会福祉法人梅仁会が管理運営を行っておりますが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。

そのため、関係条例により公募を行った結果、一団体の申請があり、選定の結果、引き続き、社会福祉法人梅仁会を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

議案第109号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定につきましては、現在、株式会社まちづくり厳原が、管理運営を行っておりますが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、関係条例による、公募によらない候補者の選定により、引き続き株式会社まちづくり厳原を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

議案第110号、あそうベイパークの指定管理者の指定につきましては、現在、グリーンアイ

ランド合同会社が、管理運営を行っておりますが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、関係条例により公募を行った結果、1団体の申請があり、選定の結果、引き続きグリーンアイランド合同会社を指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

以上、本委員会に付託されました議案第77号、議案第108号、議案第109号及び議案第110号の4議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査外ではありますが、「よりあい処つしま」の11月22日のオープンから、12月10日までの売り上げ状況等について報告がありましたのでお知らせしておきます。

食事関係289万7,050円、来客数1,951名、物品販売関係108万2,021円、合計397万9,071円であります。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会報告に対する質疑はありませんか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 委員長に、1点お伺いいたします。

歳出2款、地方バス路線維持費補助金についてであります。この中で、報告には、内容の話、あっておりませんが、私がお聞きしたいのは、大体1億2,000万円ぐらいですね、補助をすると。財源内訳は別としましてあるんですが、委員会といたしまして、こういう大きなお金に対してですね、もう少し審査がなされてないのか。従来どおり、毎年のことだから、まあこれは一—そのまま通したのか、よくわかりませんが、そのところをもう少し審査してあれば、御回答をよろしくお願ひしたいんですが。よろしくお願ひします。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 波田議員の質問にお答えさせていただきます。

今、報告をいたしましたけど、これは申しましたように、主なものだけを、今、ただいま報告をさせていただきましたけど、もちろん、この地方バス路線の補助金につきましても審査をいたしました。

その中で、路線ごとに系統番号ごとに赤字額っていいですかね、補填額が示されておりますが、この中で、委員から出ましたのは、今、スクールバスの混乗が、今できるようになっておりますが、これと、かぶる路線があるのではないかとということで質疑が出されました。しかしながら、国交省の認可等もありますので、すぐには路線バスが廃止できないという点もありますので、こ

の点につきましては、随時、スクールバスに混乗できる路線については、ダブる路線については、検討しながら補填額の圧縮に努めていきたいという答弁もありましたので申し添えます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） わかりました。

まず、そういった協議がなされたら、なされたようにですね、報告していただきたいということとつけ加えをさせていただきますが、この件につきましては、また、私なりに、後ほど反対討論したいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員会に対する質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

今回、この厚生常任委員会に付託をされた案件全般について、まず、お尋ねをいたします。

本議会が始まる初日にですね、市長のほうから、市長を辞めるんだという話がございました。で、その真意は、何かということですが、ここにですね、長崎新聞の記事がございます。ここにはですね、このように書いてございます。――疲労がたまっており、つい投げやりに言ってしまったと、発言のときの心境を明かした――と。もう一度申し上げますが――疲労がたまっており、つい投げやりに言ってしまったと、発言のときの心境を明かした――というふうな記事が載っております。

この文からすると、委員会に付託された案件は、疲れた中でつくった投げやりの予算じゃないかという気がいたします。

そして、ここに書いてある――疲労がたまっており、つい投げやりに言ってしまったという発言が正しいのかということですね、もし、委員会で審議しておられたならば、もし、審議をしておられないならば、この件については、委員長のほうから理事者のほうに回答をお願いしたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） ちょっと――厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 小宮議員の質問に対してお答えしたいところですが、私の所管で扱うような件ではないと思っておりますので、コメントは差し控させていただきます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） あのですね、当初、最初申したように、疲労がたまって疲れたんだと。だから投げやりにしたんだということですから、その議案全般について、投げやりの予算が提示されたと思うんですよ。ね。それに対して、お答えができないならば、理事者のほうから答えてくださいということです。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。ちょっと待って。もう一回ね。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） その件につきましては、厚生常任委員会だけの問題ではなくて、小宮委員も——自分の委員会で十分質問できることではなかったんですかね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）私のところで取り扱う、そういうような案件ではないと思いますね。もう一度申し上げます。私がコメントするような内容ではないと思います。

○議長（作元 義文君） 小宮議員、ちょっと、暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

ほかに質問はありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今の報告のあった中で、資料の5ページですね。5ページの冒頭の部分のところで、保育所の民間移譲について報告がございました。その中で、対馬市は公立保育所が他自治体と比較して多く、担当課からも地域性を考慮に入れつつ検討する旨の答弁がありましたということですが、この地域性については、具体的な何か御説明がありましたか。お尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 委員会の中で、委員からそういうふうな指摘があった際、理事者側のほうは、学校統合とまた少し違った観点を持たなければいけないのではないかという意見がありました。やはり、働く親御さんたちのお子さんを預かる施設ですから、その通園にかかる時間等を十分考慮して、学校統合よりももっと小さい範囲での統合としか考えられないだろうと。ただし、これだけ入所者数が減少してきているわけですから、何らかの策は講じなければならぬと。委員会の中でも、本委員会、この11月に、保育ママ等の調査、研究を行ってまいりました。そのことにも言及が及び、そういった方向で、公立保育所の支援を受けながらも、へき地保育所——人数が減ってきているへき地保育所の存続を図っていけるような方法はないか等の話合いが持たれました。

したがって、学校統合が現在進んでおりますが、それと同様に考えた統廃合ということは、理

事者のほうでは考えていないようです。

以上です。

○議長（作元 義文君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 一応、今、委員会で審査された中での行政の答弁というのはわかりました。一応、私も一般質問でも、保育所の入所問題等はお尋ねをしたこともございますしですね、これから、子育てのあり方について、いろいろまた、子ども会議等の設置もなされておりますし、ぜひ、地域の実態に応じた保育所の設置あるいは、民間等の移譲についてはですね、十分慎重な、行政でも検討していただき、委員会でも十分な詰めをしていただいた上で進めていただきたいということを要望して終わります。

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで、厚生常任委員会報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから各案について、討論、採決を行います。

議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について討論はありませんか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 皆さん、おはようございます。聞こえんから上げます。

私は、本議会に上程されている諸議案のうち、議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、次の理由により反対の立場で討論をさせていただきます。

私が反対するのは、このうち、2款1項7目、負担金・補助及び交付金についてであります。

その中の、地方バス路線維持費補助金の1億2,121万9,000円についてであります。

まずもって、私は、株式会社対馬交通が経営運営する路線バスの廃止を求めるものでないことを最初に申し上げておきます。

この事業の目的については、皆様も御周知のとおり、高齢者等の通院、学生の通学など、日常生活における島内の移動手段として、対馬交通が運行する乗り合いバス事業に係る経費のうち、国や県の補助金以外の経費について補助し、市民の生活交通手段の確保を図ることを目的とされております。

また、本市においても、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選考の変化により、地域公共交通の維持に困難を生じている等、社会経済情勢の変化

に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、また、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から、地域公共交通の活性化、再生を推進することが重要となっていることに鑑み、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成並びに、地域公共交通特定事業の実施に関する措置、並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化並びに再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、地域公共交通活性化協議会が設置されております。

財部市長がこの協議会の会長として、平成21年度から現在に至るまで定期的に会議が開かれ、そこで活発な議論がなされております。

私は、対馬交通が運営する路線バスが、公費負担なしに事業者だけの営業努力だけで維持、運営されるべきという考えではありません。行政が適切に関与しながら、公共交通を維持していくことは大事なことではないのか。しかしながら、先ほども話しましたが、毎年度、このような企業の経常損失を国・県・市と財源の内訳は異なるものの、斬新な議論や市民に対し十分な説明がないまま、路線を維持するためにだけ全額補填するということがいかなものなのか、このように疑問に思うところではありますが、市民の皆様はいかがでございましょうか。

今回、私は、この補正予算で示されております地方バス路線維持費補助金の問題点について、行政のあり方について、3点挙げたいと思います。

まず、1点目は、行政の議案の上程のあり方であります。すなわち、今回のように高額な補助金や助成金を支出する議案を一括して上程されていること。

2点目に、路線バスを必要としない対馬市民に対し、このような高額な補助金の理解を得られるような説明を欠いていること。

3点目に、対馬交通の赤字経営に対する抜本的な対策が明確にされないままでは、今後ますます赤字が膨らむことです。

まず、1点目の、補助金や助成金に対する議案の上程のあり方ではありますが、本来、上程された予算については、住民の幸せと安定を保つため、速やかに承認したい。しかし、質疑や討論は個別に行われても全体感から反対はできず、無理、無駄なものでも結果的には賛成となり、一括上程では議会本来の姿がありません。我々議会には、行政運営をチェックするという大きな役割があるからです。

今回のように、貴重な財源から毎年度、対馬交通に多額のお金が支出されている現況から鑑み、補助金に対する妥当性を綿密に審査する責任があると同時に、市民に対し、納得いく説明をしなければならない立場でもあります。

このようなことから、今回、このように一括して上程するのではなく、市民の血税を、多額に補助金として支出するとするなら、補助金を支出する場合においては、ある程度一定の金額を定め、定めた金額を超える場合においては、個別に議会に上程をしていただきたい。

それと、補助金の支出のあり方ではありますが、毎年1度一括して1年間の赤字を補填するための補助金を支出すれば、企業側も補助金ありきの緩んだ経営になりかねません。

通常、一般企業や商店であれば、金融機関からお金を借りる際、事業計画書、決算書、事業に対する収支試算などを作成、提出した上で、厳しい審査や企業の向上心のもと融資を受けております。

私は、少しでも赤字経営を抑制するため、少なくとも1年間で4回ぐらいに分け、補助金や助成金を受ける企業に対し、その企業の業績や実績、実態を見つめながら、経営に対し改善すべき点がないか、無駄をなくす点がないかなど、しっかりとした管理体制を行政が持ちながら補助しなければ、企業の成長は見込めないと考えております。

そして、我々議会においても、個別に上程された議案を十分に審査することができ、市民に対し、納得のゆく説明ができるものと考えております。

次に、問題点の2点目は、路線バスを利用しない対馬市民に対し、補助金支出の理解を得られるような説明を欠いていることです。

対馬市が合併し今日に至るまで、対馬交通に支出された補助金総額は9億7,890万4,000円にもなります。

今回上程されております25年度分を加えますと10億12万3,000円となり、この金額を対馬市の全体世帯数から、約1万5,000世帯としますと、1世帯当たり6万6,000円の負担になります。

クラブ活動や学習時間と、路線バスとの時間が合わないため、地方から子供を送り迎え——毎日子供のために送迎をしている方々や、仕事の都合上どうしても路線バスを利用することができない方々といった路線バスを利用することが少ない市民に対し、高額な補助金を毎年度、継続的に補填してまで、対馬交通を存続させることの必要性を十分に説明をしていないのが現状ではないでしょうか。

そして、対馬交通を存続させることは、対馬市全体にどのようなメリットがあるのか。また、乗り合いタクシーや路線バスを含めた公共交通全体に対する公費支出の地域間のバランスがどのような状況になっているのか。不公平にはなっていないのか。きちんと説明する必要があるのではないのでしょうか。

次に、問題点の3点目として、対馬交通の赤字経営に対する抜本的な対策が明確になされていないことでもあります。

私が聞くところによりますと、運転手の中には乗車されるお客様に対し、挨拶もなく、また路線バスを利用する障害者手帳を持った方が、手帳を提示し料金を支払おうとしたとき、通常料金より安く乗車できるため、支払い時に舌打ちをする運転手さんもいるとのことであり、人としてあるまじき行為を行うような運転手もいるようであり、このような従業員の資質こそが会社の成長を妨害しているのではないのか。

対馬市が合併し今日に至るまで、本市が対馬交通に支出している補助金の金額には、毎年変化が見られない。常に年間1億2,000万を推移している状況の中、結果論としてそこに企業努力が全く見えません。補助金を受ける企業であるならば、もう少しそのような自覚に立ち返り、我々議会にも適切に市民へ説明ができるよう企業努力を示していただくことを強く要望するものであります。

私は、もっと行政が会社側に対し、職員を送り込んででも、徹底した企業体質の改善を指導しない限り、いつまでたっても補助金の負担額は変わらないものであると危惧しているところであります。

また、もう一つ懸念しているところは、市長は、地域公共交通活性化協議会の中で、新病院の開院に伴い、厳原から新病院までのバスを1日25便以上運行したいと、このようなお話もされております。

今の現状から見ても、現時点において赤字経営ですので、抜本的な経営改革がなされない限り、増便をするということは、今以上に赤字が膨らむことになりかねません。

以上、申し上げてきた事柄から考えてみても、会社任せの補助金支出を続けるのであれば、数年間は運行を存続できたとしても根本的な解決にはなりません。いつなくなってもおかしくないという状況の中での多額の補助金投入はあまりにも戦略性を欠いた公費支出であります。

対馬市においても、今後、地方交付税が減額されていく中、財政状況も逼迫する状態にあります。公費支出は、今まで以上に慎重に検討し、未来志向の投資に切りかえていくべきではありませんか。

必要な変革を。たとえそれが傷みを伴う変革だったとしても、先延ばしにしてはいけなく強く感じております。

以上、述べてまいりました3点の理由により、今回はまことに残念でございますが議案77号に同意できないと私は申し上げたいと思います。と同時に、議員各位の良識のある御判断をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（作元 義文君） 次に、賛成の方、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから起立によって採決します。本件に対する各常任委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 賛成多数です。本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会を11時10分から行います。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、議案第88号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例について討論はありませんか。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ええと……

○議長（作元 義文君） 討論は、ここに来てしてください、入江さん。討論はここで。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ、そうですか。

○議長（作元 義文君） 反対討論ですね。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○議長（作元 義文君） どうぞ。

○議員（3番 入江 有紀君） 議案第93号の対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例ですが、この中の、第2条対馬市地域活性化センター及び出張所設置条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。その中で、対馬市行政サービスセンター設置条例第1条中の「地域活性化センター及び出張所」を「行政サービスセンター」に改める。このことについて、委員会審議の中で、何も論議がなかったようなのでですね、お尋ねしたいのですが、今まで本庁以外5町の名称は（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。ちょっと。入江さん、ちょっと待って。質疑、討論、どっち。

○議員（3番 入江 有紀君） 質疑。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 質疑。（発言する者あり）もう質疑は終わってます。

○議員（3番 入江 有紀君） いやいや、反対討論です。

○議長（作元 義文君） 反対討論らしいですから、どうぞ。（発言する者あり）

○議員（3番 入江 有紀君） 反対討論です。（「反対討論ですね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

今までの本庁以外5町の名称は、支所から活性化センターになり、また、このたび行政サービスセンターになりましたが、何の意味があるのでしょうか。

名称は、一応変わっても名ばかりで活性化はゼロですが、挙句の果てに、この名称を変えるだけで140万円のプレート代が補正予算で上がってきておりますが無駄なことをやっていると思われるのですが、名称を変える必要があるのでしょうか。

今述べましたように、議案第93号の名称を変えること自体、まして名称にかかるプレート代140万円を計上するなど無駄なことだと思われませんが。

以上の理由により、93号の条例改正及びそれに伴う予算増額について反対します。

以上です。

○議長（作元 義文君） 反対討論でした。（発言する者あり）

この93条に対して反対です。（「3号」と呼ぶ者あり）93号です。

ほかに。賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例について討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、新市建設計画の変更について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号から議案第110号までの13件は、指定管理者の指定についてであります。13件は一括して討論、採決を行います。議案第98号から議案第110号までの13件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから13件について一括採決します。議案第98号、対馬市公民館の指定管理者の指定について、議案第99号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について、議案第100号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について、議案第101号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について、議案第102号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について、議案第103号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、議案第104号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、議案第105号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、議案第106号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、議案第

107号、対馬市子どもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第108号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、議案第109号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について、議案第110号、あそうベイパークの指定管理者の指定について。

以上、13件に対する委員長報告はいずれも可決であります。13件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。13件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 請願第3号

日程第22. 陳情第4号

○議長（作元 義文君） 日程第21、請願第3号、対馬いづはら病院跡利用に関する請願書及び日程第22、陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を一括議題とします。

2件は、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 本委員会に付託されました事案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則110条の規定により報告いたします。

平成25年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました請願第3号、対馬いづはら病院跡利用に関する請願書、陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の2件についてです。

当委員会は、12月12日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、本案について慎重に審査を行いました。

請願第3号、対馬いづはら病院跡利用に関する請願書については、厳原地区から病院がなくなり、病床数が減少することに不安を感じている請願の趣旨は十分理解できるとして、委員からの反対意見はありませんでした。

陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書については、陳情項目1、2につきましては理解できるものの、陳情項目3の国民（患者・利用者）の自己負担を減らしとの考え方では今後ますます医療費の膨大化が不可避となり、国民に応分負担を求めていかなければ、医療崩壊、ひいては財政破綻を免れないとして、不採択とすべきとの意見が複数の委員から出されました。

採決の結果、請願第3号については賛成多数により、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第4号につきましては、国民に応分負担を求めないという現実と乖離した陳情内容には同

調できないとの結論に達し、賛成少数により不採択と決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 請願第3号についてお尋ねをいたします。

委員長の報告のように、巖原地区からは病院がなくなると、病床数が減少すると、不満を感じることへの請願でございますよね。まあできれば、病院が残れば一番いいわけでございますが、この審査の中で、この病院を残せる可能性について審議されておられるならば、御回答をお願いしたいと思います。

今までの経緯を振り返りますと、この跡地の利用については3つのポイントがございます。

第1のポイントは、平成23年の3月に、病院企業団と、そして対馬市が一緒になって作成をしたこの対馬地域新病院基本計画書が、先ほど申しました3月に出ております。3月というのは、美津島に新病院が決定をしたときでございます。この基本計画の中にも、いづはら病院というのは介護施設に転換するという基本的な構想を市も含めて決定をしております。まずそれが第1ですね。

それと、いつも問題になっておりますこの、県が作成する医療計画ですね。これは、これについては、対馬市のほうから平成23年の8月の30日に、県の医療のほうに対しての回答をしております。それは、基準病床関係のやつをしております。

そして、本年の1月には、今度は、これは医療法に基づくもので、市町村の意見を聞くということで意見を述べておられます。

その後、本年の5月に、この長崎県医療計画が決定をしております。当然のごとく、県が長崎県の医療審議会に諮っての決定でございます。当然のごとく、審議会においては、先ほど申しました市の意見を重々に反映させるためにも、いろいろと論議をされたとお聞きしております。

その中において、長崎県は、この3月に医療計画を決定をしております。その中において、医療計画の医療形態体系の整備ということで、これは中対馬といづはら病院を統合し、移転、新築し、入院機能を集約化するというふうな事業の決定をなされております。

さらにですね、この方向づけとしては、新病院建設の関連では、ドクターカーの導入の検討のみということで、既に長崎県の5年間の医療体系の確立がなされております。

それと3番目の、この離島振興法でございますが、皆さん御案内のとおり、これは23年の6月の27日に改正をされました。そして、それについての内容でございますが、この中には、改正された中に、10条の8項というのがございます。

これは、地域医療の医師等の確保と病床数の確保というのがございます。その中のもので、こ

れも十分に県で審議をして、そして平成25年、本年の5月に決定をしております。その内容が、この対馬、いづはらの病院の跡地については、介護施設等の転換に有効な活用をするというふうに、今後の離島振興法においても対馬の跡地の位置づけがなされておる状況でございます。

以上の3点からしますと、非常に難しゅうございますが、もし、委員会で、可能性について、審議をなされておるならば、お答えを願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、この、いづはら病院跡地利用に関して、介護施設を基本として考えていたはずだということについてですが、現在、財部市長が60床程度を目指して、病院機能を持ったものをつくりたい、それから、介護施設とあわせたケアミックス型をつくりたいということでおっしゃってらっしゃいます。

そのことに対して市民が、それが実行できるように議会のほうでも協力してほしいということで、この請願書が出てきているものだと理解しております。

その中で、実現性があるのかどうか、審査をしたのかという質問がありました。まず、今、現在そういう方向で進んでいるということです。が、1つの事実です。

それから、まあ、現在終了しましたが、跡地利用の検討委員会も行われており、結果として、市長にその報告書がお渡しされる状況にあります。その後、どのようにしてこの病院機能を持たせ、——医療機能を持たせたものをつくろうかということの検討に入るはずですが、

したがって、本委員会のほうでは、その実現性については審議はしておりません。

できる方向で、今、努力しているということについて議会としても協調して図っていかうことでしょうかから、そのことについては審議はしていません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） わかりました。まあ、審議はしてないということですね。

まあ、先ほどの委員長のお話で、跡地検討委員会が結論を出して、市とともに一緒にやっていくということですが、跡地検討委員会が、よく言う国の諮問機関というふうな、ある程度、位置づけがある会議ならばよろしいんですが、ただ単なる市長の諮問機関ということでございます。

そして、一番肝心なのは、対馬の医療体系を、つくるのは長崎県がつくるのであって、対馬市がつくるのではないということですね。そして、この対馬医療圏は、長崎県病院企業団が主でございます。この力なくして跡地の利用並びにそれに関するものは全くもって皆無に等しいと思います。

まあ、何か機会がありましたら、また委員会でも取り上げていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、この長崎県病院企業団と協力して、対馬市の医療体制を充実していかなければいけないというところには、私も最もだと思います。

しかし、市長も、病院企業団に、この跡地利用のところを任せようという考えは当初からございません。この基準病床数に関しても、公的病院に適用されることでありまして、どういう形でこの病院になるのか。全くの民間の病院になるのか。そういうところもまだはっきりしていない中で、その実現可能性を全て否定するということは、委員会の中でもおかしいことになるのではないかとこのように思われます。

以上。

○議長（作元 義文君） いいですね。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから各案ごとに討論、採決を行います。請願第3号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

次に、陳情第4号に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。陳情第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。本件は不採択とすることに決定しました。

日程第23. 議案第115号

日程第24. 議案第116号

日程第25. 議案第117号

○議長（作元 義文君） 日程第23、議案第115号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）から、日程第25、議案第117号、財産取得契約の締結についてまでの3件を一

括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第115号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、議案第113号で、御審議、御決定をいただきましたとおり、国と長崎県が並行して整備を進めております厳原地区旅客ターミナル再編事業のうち、長崎県が実施する埋め立ての、公有水面埋立免許出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

埋立ての必要性につきましては、追加議案書の4ページに、埋立必要理由書を添付しておりますが、議案第113号の国直轄事業と同じ理由でございます。

追加議案書10ページの位置図、11ページの実測図で黒く塗りつぶした部分の2,826.66平方メートルを埋め立てるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま議題となりました議案第116号、工事請負契約の締結につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

追加議案書13ページをお願いいたします。

本案は、対馬市消防本部が整備を進めております消防救急デジタル無線設備整備工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る12月10日、8社を指名いたしておりましたが、4社の辞退がありましたので、残り4社によりまず制限付一般競争入札を執行いたしました結果、日本無線株式会社九州支社支社長、福山善文氏が落札されましたので、消費税相当額を加算した6億5,625万円で、去る12月13日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの工事概要でございますが、現在、消防で使っておりますアナログ消防無線設備全般をデジタル更新するとともに、豆敷の木柵山、厳原の権現山、三根・仁田間の山田山、西泊の権現山に山上基地局を整備し、さらに山間部の多い対馬の地形に対応すべく、現在、本所にのみ導入しております可搬型衛星通信装置を、対馬北部及び中部の中核所にそれぞれ導入し、不感地帯の解消を図ってまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） まず、提案理由を説明する前に、ちょっと一言おわびをこの場をお借りしまして申し上げたいと思います。

峰町、豊玉町の斎場の件につきまして、兵頭議員さんのほうから御指摘がありました斎場の運営管理の不手際で、非常に申しわけない、御迷惑をおかけしたことに、深くおわび申し上げます。

今後、斎場の運営管理につきましては、故障等がしたら即座に対応する所存でありますし、今後、始業点検、定期点検等を含めて維持管理について、迷惑をかけないよう誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。今回は、本当に申しわけございませんでした。

続きまして、本題のほうに入ります。

ただいま追加議案となりました議案第117号、財産取得契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

追加議案書の17ページをお願いします。

議案第117号、財産取得契約の締結について、今回、購入する木材破砕機は、絶え間なく漂着する漂着木くずを効率的かつ経済的に処理することを目的とするものでございます。去る11月27日に、随意契約による見積もり入札を執行いたしました結果、株式会社諸岡、代表取締役諸岡正美氏が6,580万円で落札し、消費税相当額を加算した6,909万円で、11月29日に同社を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。

つきましては、本契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の備品購入のため、議会の議決を求めるものであります。

なお、平成25年6月の第2回定例会において、採択、決定いただきました長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金4億5,500万の事業費の一つとして、今回、購入いたしたいものでございます。

追加議案書18ページをお開きください。

この木材破砕機は、自走式破砕機MC—4000及び機動性に富んだMC2—000、並びにそれぞれに対応した自走式ロータリースクリーン、木くずの自動選別機MRS36及びMRS24であり、木材破砕から粉砕した木くずの自動選別までを行う機械となっております。

この木材破砕機の活用及び効果は、峰町櫛の中部中継所及び漂着物回収現場において、漂着木くずの破砕を行い、漂着木くずの回収、処分における作業効率を高め、また、処分経費の削減や

チップ活用による資源化への対応など、今後、漂着木くずの回収、処分に大きな効果を発揮するものと確信いたしております。

本製品の規格につきましては、別途配付しております資料をごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 済いません。

117号についてお聞きしたいんです。

今、市民生活部長の説明では、海岸漂着ごみを目的とした破碎機でしょうか。この海岸漂着ごみだけを破碎にするような機械購入なのか。それとですね。幾つかですけど、チップにした場合に、焼却しやすいようにチップにするものか。それかまた、肥料にするためのチップにするものかというのをちょっとお聞きしたいんです。

この前、私も、そこの施設の件で一般質問させてもらった中で、チップが、その漂着ごみのチップがですね、今、2カ所チップで温泉施設を利用してますけども、あとの2カ所も、ほたるの湯、渚の湯も使ってないわけですから、こういう機械を導入——約7,000万ですけども、これを導入することによってですね、まあ先ほど、この前、質問させてもらったように、対馬やつぱり山林で雑木が多いわけですから、同じ機械を導入されておるわけですから、漂着ごみ以外にも、そういう、山林の雑木とか、間伐材とかいろいろあるやないですか。そういうのをチップにして、今、温泉施設に利用するとかいうことはできないわけでしょうか、この機械は。お聞きします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ただいまの質問ですけども、チップ化するということで、これは……

○議員（18番 大部 初幸君） ちょっと大きい声で言ってください。

○市民生活部長（藤田 雄二君） はい。わかりました。

この事業が漂着物の事業で、まあ10分の10、まあ国庫補助、間接補助で長崎県を通じておるんですけども、10分の10で、この事業のために購入するということですので、その漂着する木くずを小さくして結局、トン袋で処理をするんですけど、小さくすることによって無駄なく運べるということもあります。

で、その備品購入については、高額なために、そのほかの利用の道がないかということは、今

後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 部長の立場上、苦しい答弁はわかるんですよ。もう、それ以上言えないということは。まあ最後の答弁がありましたように、できるだけですね、高額な機械を財産取得するわけですから、私もこの前言ったようにですね、できるだけ、ほかの面でも利用できるような今後の進め方をしてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第115号、港湾区域内公有水面の埋立てについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。議案第115号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号、工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。議案第116号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号、財産取得契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。議案第117号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第26. 発委第2号

○議長（作元 義文君） 日程第26、発委第2号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会の提出議案でありますので、委員長の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） ただいま議題となりました発委第2号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の一部改正は、月中途の選任、辞任の場合の議員報酬の支給方法を日割計算とし、あわせて期末手当の月額報酬の取り扱いについて、改選時のみなし規定を追加することにより改正するものであります。

それでは、発委案を読み上げます。

発委第2号。平成25年12月18日。対馬市議会議長、作元義文様。議会運営委員会委員長、大部初幸。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年対馬市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照ください。

附則、この条例は平成26年1月1日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、委員会付託を省略し、これから、討論、採決を行います。発委第2号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。議事運営の都合により、暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時56分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しましたとおり、発議第11号、対馬いづはら病院跡利用に関する決議が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第11号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第11号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第11号、対馬いづはら病院跡利用に関する決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） ただいま議題となりました発議第11号、対馬いづはら病院跡利用に関する決議を以下の観点から提出します。

平成27年春から開院予定の対馬地域新病院（仮称）の病床数が既存2病院より、合計63床も少なくなり、特に、厳原地区においては、長期入院患者の受け入れ体制など、医療、介護に対する不安が高まっています。

その不安な思いは十分理解できるものであり、その不安解消を図る必要があります。

市議会としても当決議を採択したく、決議書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議第11号、平成25年12月18日。対馬市議会議長、作元義文様。提出者、対馬市議会議員、脇本啓喜。賛成者、対馬市議会議員、小川廣康。賛成者、対馬市議会議員、小田昭人。

対馬いづはら病院跡利用に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

対馬いづはら病院跡利用に関する決議。対馬いづはら病院は、昭和43年長崎県離島医療圏組合厳原病院として発足、昭和63年3月には現在の地に新築移転を行い、対馬の僻地中核病院として、対馬いづはら病院へと名称変更を行った。以来、25年近くにわたり、施設の増改築等医

療体制の充実を図りながら、厳原地区はもとより、対馬市民の医療提供施設の中核として多くの役割を担い、市民の安全と安心に貢献してきた。今回、対馬いづはら病院と中対馬病院が統合される中、新たに整備が予定されている対馬地域新病院（仮称）の病床数は、既存病床数より63床も少なく、療養型病床がなくなることから、長期入院患者の受け入れに不測の自体が生じる状況が想定される。

また、厳原地区においては、基幹病院の移転によって、同地域の医療に対する不安が拡大し、その解消を図る必要が出てきた。

よって、対馬市議会は、市民の医療、介護の維持確保を図るため、対馬いづはら病院跡に新病院の支援的役割として病院機能を併設した介護施設の整備を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年12月18日。長崎県対馬市議会。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め——14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 1点お尋ねいたします。

この決議の文章なんですけど、この提出先はどこになるんでしょうかね。国なのか、県なのか。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 決議ですから、提出先はございません。

○議員（14番 小宮 教義君） わかりました。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。発議第11号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第4回定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 まずもって、私が発した言葉によりまして、市民の皆様をはじめ、議会議員の皆様方に、さまざまな動揺や混乱を与えましたことに対し、深くおわびを申し上げます。

では、本定例会におきましては、12月6日から13日間にわたり、慎重な審議をいただき、提案申し上げました全ての議案につきまして、御決定賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、市民皆様の生活と福祉の向上に向けまして、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、本定例会及び各常任委員会における議員皆様からの御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいります。

また、諸課題につきましても、機会あるごとに、議会への情報の発信と共有に努める所存ですので、今後とも御協力と御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本定例会初日の行政報告におきまして、「よりあい処つしま」のオープンの報告を申し上げましたが、オープン後の状況について御報告をいたします。

オープン前後から、さまざまなメディア取材が入り、問い合わせの電話も多数いただきました。さらに、12月12日には、全国放送のテレビ局にも御紹介いただき、メディアへの露出効果は絶大なものがあったと思っております。

オープンから約1カ月をたった現在、飲食、物販部門ともに盛況といえる状況をキープしております。

先週末の12月14日までの売り上げを申し上げますと、飲食、物販売り上げ合計で493万6,000円でございます。1日平均約23万4,000円というふうな、今のところ結果が出ております。

しかし、これまでは、先ほど申しましたようにメディアへの露出効果というのもあり、好調な売り上げを維持していると考えております。

また、年明けの売り上げが落ちる時期も考慮して、福岡対馬会をはじめ、多くの対馬ファンにも御利用いただけるよう、多彩なイベントを企画してまいるといふふうな考えです。

さらには、「よりあい処つしま」を設置した目的であります福岡での情報の受発信を積極的に行い、商品のレベルアップや新たな特産品の開発、供給体制の構築、さらなる対馬ファンの拡大による観光客の増加を図り、対馬の振興の展開を図りたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、対馬全体の底上げを図るため、「よりあい処つしま」にこれまで以上の御指導、御鞭撻をいただきますようお願いいたします。

また、1月5日に消防出初め式、12日に成人式を予定しておりますので、新年早々大変お忙しいとは存じますが、御出席いただき、団員並びに新成人への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝と、来る新年が皆様方にとって希望あふれる飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成25年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待します。

また、議員から出ました補助金の使い道であるとか、あるいは重要案件につきましては、前もって議会に相談されることを希望しておきます。

ことしも残すところあとわずかとなりました。我々21人も、5月の選挙で改選をされ、議会や、あるいは委員会活動等に頑張っていたいております。

来る26年は、6町合併から10周年を迎えます。市長部局と十分協議をしながら、国境の島——対馬、この対馬の市民、皆様のこれからの地域振興と市民生活の向上に向けて、さらなる活動を期待したいと思います。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。

平成25年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時09分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 堀江 政武

署名議員 小宮 教義

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員